



国税庁長官

大 武 健 一 郎 殿

平成 17 年 5 月 12 日

全国青年税理士連盟
会長 中 西
東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-21-12

電話 03-3354-4162

退職国税職員に対する税理士顧問先斡旋

行為禁止についての要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国約 3,000 名の若手税理士により組織された、国民のためのより良い税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うことを目的に活動している団体です。

さて貴府は、昨年 12 月、平成 16 年 7 月退職者に対して各国税局等が行つた税理士顧問先等あつせん状況の概要を開示いたしました。そこでは、退職者 331 名（全国計）に対して、1 人当たり 11.9 件（全国平均）を斡旋し、それぞれ顧問先からの平均報酬は月額 73.4 万円（全国平均）とされています。

この開示制度は、從来から行わってきた早期退職の税務署長や特別調査官などのいわゆる「指定官職者」に対する退職後の所得補償のための顧問先斡旋窓口を、国税庁の人事課に一本化し、その状況を開示することで、国税職員と納税者との懸念を解消し、税務行政の透明性を確保するために、平成 14 年度より実施されています。

しかし、斡旋状況を開示したからといって直ちに懸念が解消されるものではなく、斡旋行為そのものが無くならない限り、懸念は解消されません。また、この斡旋行為を正当化する理由として『民間の需要』を挙げておられますのが、本当にそのような『民間の需要』が存在するのでしょうか。仮に存在するとするならその『需要』とは、『税務行政上の便宜』を期待してのものではないでしょうか。これでは貴府がいう「適正・公平な課税」とはかけ離れたものではないでしょうか。そもそも国税庁人事課とは、このような民間の需要に対応することを設置目的としたものではないはずです。

このような斡旋行為は、税務に関する専門家として独立した公正な立場を歪めると同時に、税務行政に対する國民の信頼を損なう行為であるとのことであり、税理士制度に対する國民の不信感を招くこととなります。

税務行政手続の適正化を図り、國家財政の根幹を担う税務行政に対する國民の信頼を確保するためには、退職国税職員に対する税理士顧問先の斡旋行為は、即刻廢止されるよう強く要望いたします。